

令和2年度 南丹市立美山小学校 新型コロナウイルス感染症防止対策マニュアル

令和2年6月29日現在

本感染症については、未だ不明な点も多く、感染リスクをゼロにすることはできないのが現状である一方で、生徒及び教職員の感染リスクを可能な限り低減する必要がある。

そこで、本校では国・京都府が示している感染症対策に基づき、本校の学校生活のあらゆる場面において「3つの密（密閉・密集・密接）」が重なることのないよう、基本的な感染対策を継続すること等を通して感染及びその拡大リスクの可能な限りの低減を図り、子どもの健やかな学びを保障する教育活動を継続することを目的として、ここに基本的な感染対策を取りまとめた「南丹市立美山小学校新型コロナウイルス感染症防止対策マニュアル」を策定する。なお、このマニュアルは新型コロナウイルス感染症の感染拡大または縮小等の状況に応じて随時改訂します。

1 授業中に気をつけるべきこと（7項目）

- (1) 原則として窓・入口は常時開放する。また、毎時間終了後はしっかり換気を行う。
- (2) 可能な限り児童の席の間に距離を確保する。（概ね1m以上）
- (3) 大きな声で話したり、児童同士が近づいたり・接触したりする活動を避ける。
- (4) 対面による活動や会話は避ける。
- (5) 基本的にマスクを着用する。
- (6) 手洗い・うがいやハンカチの携帯、咳エチケットなどの基本的な感染症予防の徹底を図る。
- (7) 学習用具等の貸し借りはさせない。

(1) について

- ①換気の程度は天気や教室によって異なるが、基本的には冷房や暖房の使用中であっても、常に2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上が望ましい）を開け空気の流れを作ることとする。なお、夏場は熱中症対策も考慮し、外側の窓は閉めて教室前後の廊下側の窓を大きく開け、教室に設置している扇風機を活用して空気の流れを作ることとする。ただし、休み時間には必ず外側の窓も大きく開けて換気を行う。
- ②窓のない部屋や十分に換気をすることが難しい部屋の場合は、常に入り口を開け、換気扇を用いたりするなどして換気をする。また、使用時は人の密度が高くないようにする。
- ③体育館やランチルームのような広く天井の高い場所でも、人の密度が高い状態では換気を行う。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気をする。なお、体育館では必要に応じてフロアの窓や上の窓も開ける。

(2) について

- ①教室では、できるだけ机の配置を離す。
- ②理科室、図工室、家庭科室といった一体型の机になっている教室を使用するにあたっては、人数や使用状態を工夫し、できる限り密集や密接を防ぐこと。なお、家庭科において調理などの実習については年間指導計画の中で指導の順序を変更するなどの工夫をする。
- ③体育において、児童が密集したり近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、個人や少人数で密集せず距離をとって行うことができる運動を行うなどの工夫をする。
- ④給食については、机を合わせずに同じ方向を向いて食べる。

(3) について

- ①飛沫感染を避ける観点から、大きな声を出すような話し方で会話をしない。
- ②音楽において、歌唱指導については、歌う際にできる限り一人一人の間隔を開け、人がいる方向に口が向かないようにするなどの工夫をする。なお、積極的に体育館やグラウンドといった広い場所を利用も考える。また、口をつけて演奏する楽器（リコーダー、鍵盤ハーモニカ）を使用して行う学習については、最小限の指導にとどめる。

(4) について

- ①ペアワークやグループワークを行う場合も基本的には机をつけず、お互いに正面を向き合うような学習形態は避け、できるだけ距離をとるような工夫をする。
- ②支援・参観等で授業に関わる際は、児童の正面から行う支援はできるだけ避け、横からの支援を行う。また、位置関係や会話には十分に配慮する。（教材の貸し借りはさせない。）

(5・6) について

- ①授業中を含め教室において、児童間に十分な座席の距離が取りにくく、近距離での会話や発声が必要な場合は、マスクを必ず着用し適切に換気を実施する。しかし、熱中症の危険性があり、本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりする等して適宜休憩を取るよう指導する。
 - * 体育の授業やクラブ活動など、屋外での活動で児童間に十分な距離を取っている場合や、換気された体育館等の屋内での活動で児童間に十分な距離を取っている場合のマスク着用は不要である。
 - * くしゃみや咳によるしぶきによって、この感染症は他者へ感染させる危険性がある。くしゃみや咳によるしぶきが到着する距離は、3～5mであるが、常にとることは難しいので、そのような間隔をあけるよう努めることが自身を守り、ひいては周りにいるすべての人への感染拡大の抑制に繋がるということを意識する。
 - * 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。熱中症も命に関わる危険があることをふまえ、熱中症への対応を優先させる。
- ②特別教室等を使用した場合は、教室に戻る前に手洗いをする。

(7) について

- ①基本的に用具や物品の共用はできるだけ避けること。複数の児童が共用する用具等を使用する際は、使用後に手洗い（30秒程度）を徹底する。

2 1日の生活で注意すべきこと（授業以外）

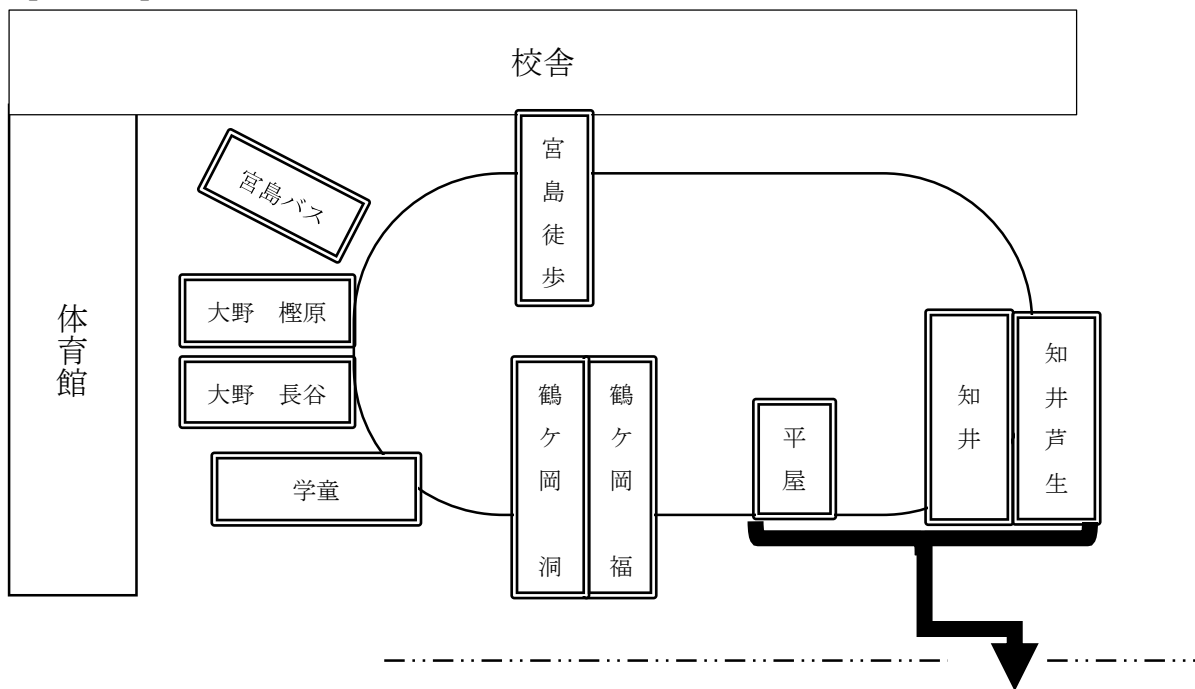
(1) 登下校（一斉下校）

- ・朝は検温結果と健康状態を確認し、異常がない場合のみ登校する。
- ・徒歩通学の児童は、マスクは外してもよい。ただし、間隔を最低1m程度あけて歩くことを心がける。また、バス通学の児童は、バス乗車時は必ずマスクを着用する。バス乗車前後の徒歩の部分に関しては、徒歩通学と同様の対応とする。
- ・玄関等では密集がおこらないように素早く履き替えて教室に向かう。登校したら、すぐに手洗いをする。
- ・一列に並んで歩いている時には、お互いの距離（1m程度）を取り、会話は控える。
- ・スクールバスでは、乗車の前に必ず手指消毒を行い、乗車の際はマスク着用を徹底す

- ・窓が開けられるときには換気を行い、大きな声での会話は控える。
- ・家に帰ったら、すぐに手洗い・うがいをする。

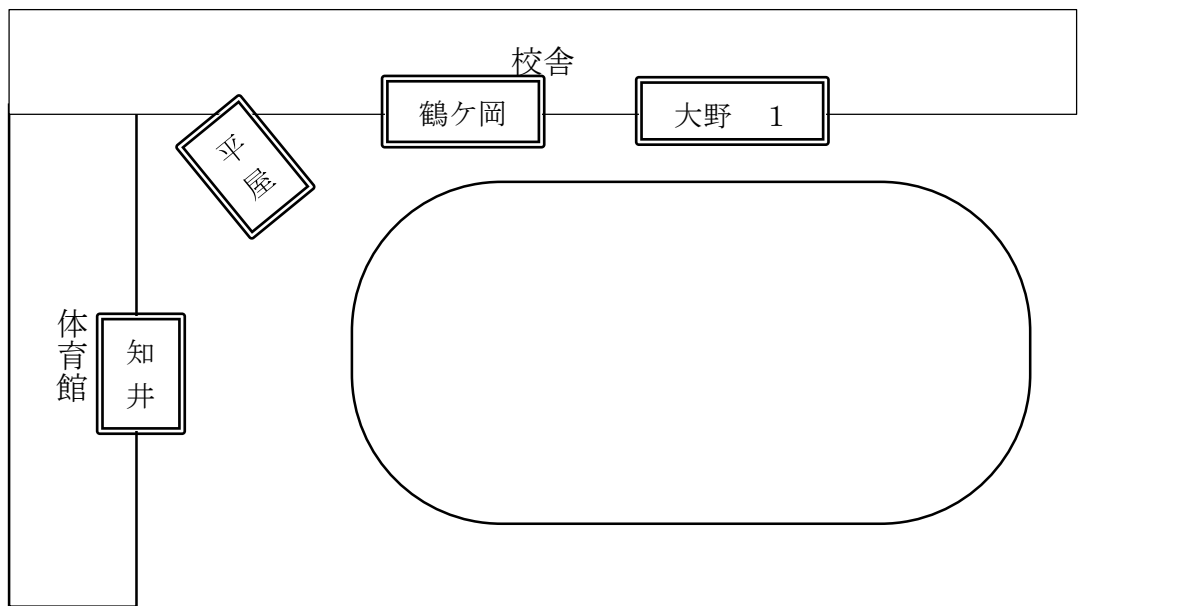
◎下校時の集合について

【晴天時】



知井…支所側、小サッカーゴール前 平屋…支所側、大サッカーゴール前 鶴ヶ岡…うんてい前
 大野…総合遊具前 宮島バス…階段前 宮島徒歩…タイヤ前 学童…のぼり棒前

【雨天時】



知井…職員室・図工室前 平屋…昇降口 鶴ヶ岡…校長室前 大野 1 班…こだま 1 組前
 学童…体育館 大野 2 班、宮島バス・徒歩…各教室待機

- ・地域ごとに集合し、各班で人数を確認する。揃ったら班ごとに下校をする。

(2) 朝の会・終わりの会

- ・検温確認を含め健康観察の実施及び、マスクの着用を確認する。
- ・児童の状況を確認し、体調のすぐれない児童については経過観察し、保健室での休養または早退させる等の対応をする。必要に応じて、家庭とも連携する。

(3) 休み時間

- ・教室の換気を徹底し、教職員が教室や廊下などで児童の様子を確認し指導に当たる。
- ・会話をしている際は一定距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊び等を行わないよう指導する。
- ・トイレについては、混雑しないよう注意喚起し、トイレ内では滞留せずに私語も慎む。
- ・やむを得ず休み時間内にトイレが利用できなかった場合、配慮する。
- ・雨天時は、体育館の使用割当を作成し、密を避ける。
- ・遊ぶときには、児童同士が接触するものや児童間での物の貸し借りなどは行わない。
(授業中の学習用具の貸し借りもさせない。)
- ・休み時間後、教室に戻る前に必ず手洗いを行う。

(4) 図書室の利用

- ・図書室利用前には必ず手指消毒を行う。
- ・図書室内の換気を行う。
- ・貸し出し手続きを行う際、児童同士が密接にならないよう距離を開けて並ぶ。
- ・授業での図書室の利用に関しては、3密を回避するため、少人数に分ける・学年間で利用する時間がかぶることのないように連携をとる等の工夫をする。

(5) 清掃活動

- ・校内の環境衛生を保つ上で重要であると考え、清掃活動は実施する。
- ・掃除場所の近くの窓は全開し、マスクをして行う。
- ・当面の間、学年毎の掃除分担で行う。
- ・清掃後は、必ず石けんを使用して手洗いを行う。

(6) 下校後

- ・教室やトイレなど、特に多くの児童等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、下校後に職員が協力して消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清拭する。
- ・特別教室も使用状況を確認し、同様の対応をする。

(7) 健康診断

健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、児童の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施することが必要である。3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫をして行う。

- ・児童及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底する。
- ・部屋の適切な換気をする。
- ・密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあける。
- ・会話や発声を控えるよう児童に徹底する。

- ・検査に必要な器具等を適切に消毒する。健康診断の実施時期の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておく。

3 給食指導

- ・当面の間、教室で給食を静かに食べる。
- ・配膳を行う児童及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無を確認し、給食当番活動が可能であることを毎日点検する。
- ・給食当番は、衛生的な服装（エプロン着用・髪の毛を確実に帽子の中に収める・マスク着用）を徹底し、手指の確実な洗浄と消毒を行う。
- ・給食当番のエプロンは、教室で各自の保管とする。
- ・配膳時は、必要最低限の会話にとどめる。
- ・給食当番以外の児童は、手指の確実な洗浄と消毒を済ませたら、自席に座って静かに待つ。
- ・給食用と普段使うマスクを分けなくてもよい。

4 家庭との連携

学校の臨時休業中においても子供の感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染と言われている。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要である。

- ・毎日の児童の健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、蔓延している地域では、児童の登校を控える。
- ・休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える。家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意をする。

P T A等と連携し、理解が得られるよう積極的な情報発信を心がけ、協力を呼びかける。

5 教職員の感染症防止対策

- ①基本的には、児童と同じ対応をする。
- ②勤務時には、検温の結果をボードにはり、健康状態を校内で把握する。

資料 1 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準
(文部科学省資料)

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度(最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施 ²	リスクの低い活動から徐々に実施 ² し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

「レベル3」・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域
(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・・生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

- ※ 上記のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断すること。
- ※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3章に詳述しています。

² レベル3からレベル2に移行することを想定しており、レベル1からレベル2に上がる際には「感染リスクの高い活動を停止する」となる。

2 手洗いの6つのタイミング

て あら たいみんぐ
手洗いの6つのタイミング

そとから きょうしつ
はい 入るとき



せきやくしゃみ
はなをかんだとき



きゅうしょく まえ あと
給食の前と後



そうじのあと



トイレのあと



みんながつかうもの
をさわったとき

